

# 聞き手と憲法

2

個人一人一人を最大限尊重しているという憲法。弁護士の弘川欣絵さん(大野市出身)にさらに聞いた。

「1面に関連記事」  
「個人の尊重」が肝ということですね。

憲法が一番大事にしているのは13条の「個人の尊重」です。金子みすゞさんの詩のように「みんな違ってみんなない

## 個人の尊重



沢の自由(22条)、学問の自由(23条)などが書かれています。私たちがすれば、読んでいて元気になることばかり書かれています。

24条には、男女2人の合意だけで結婚できて、夫婦は同等の権利を持っていると書かれています。明治時代は家制度があり、戸主(家族の長)の同意がなければ結婚できま

前の結婚生活があるのは、24条に基づいて民法が改正されたからです。

「表現の自由も大切ですね。」

「知る権利やプライバシーの権利、いい環境で暮らす権利は書かれていませんね。憲法に明記されていなくても、守るべき大切な権利であれば、条文の規定に含めて保障されます。知る権利は表現の自由で保障されています。プライバシー権や環境権は、13条の「個人の尊重」で網羅されます。」

## 自由と権利強く保障

「個人の尊重」が守られているか分かっていくですね。憲法には、職業選択の自由(21条)、職業選択権もありません。今の当たり

えてください。  
どんな自由や権利があるか、表現の自由(21条)、職業選択権もありません。今の当たり

(聞き手・西脇和宏)